



福井県 電気・ガス価格高騰緊急対策給付金

(令和5年10月～令和6年5月期分)



制度内容を拡充し、受付期間を延長します!

受付期間

改正前 令和6年 5月20日(月)まで

改正後 令和6年 **7月19日(金)**まで

1 高圧電力、特別高圧電力または工業用のガスを利用する事業者が対象の給付金 (最大60万円 ⇒ 最大80万円に拡充)

改正前

申請要件 福井県内に本社を有し、次の①から③の要件を全て満たす事業者が対象

- ①、②省略
- ③令和5年10月から令和6年3月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加

給付額

申請要件③の増加額が

- (1) 10万円以上の場合 ……1事業者あたり 60万円
- (2) 5万円以上10万円未満の場合 ……1事業者あたり 30万円
- (3) 5万円未満の場合 ……1事業者あたり 15万円

改正後

申請要件 福井県内に本社を有し、次の①から③の要件を全て満たす事業者が対象

- ①、②省略
- ③令和5年10月から令和6年**5月**までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加

給付額

申請要件③の増加額が

- (1) 10万円以上の場合 ……1事業者あたり **80万円**
- (2) 5万円以上10万円未満の場合 ……1事業者あたり **40万円**
- (3) 5万円未満の場合 ……1事業者あたり **20万円**

※申請要件③については、電気・ガス料金の請求額の単純な増減ではなく、1kWh(または1kg)あたりの電気・ガス料金の増減により判断しますので、詳しくは、専用ホームページに掲載している「よくあるご質問」をご確認ください。その他の要件については、専用ホームページをご確認ください。

2 特別高圧電力を利用する事業者のみが対象の給付金 (最大2,400万円 ⇒ 最大3,200万円に拡充)

改正前

申請要件 福井県内に特別高圧電力の契約をしている事業所を有する事業者

給付額

令和5年10月から令和6年3月までの何れか1月のうち最大電力使用量 × 1.8円/kWh × 6か月

※1事業者の上限額は、1か月あたり400万円(6か月で最大2,400万円)です。

改正後

申請要件 福井県内に特別高圧電力の契約をしている事業所を有する事業者

給付額 ※①と②の合計額を給付

- ①令和5年10月から令和6年**5月**までの何れか1月のうち 最大電力使用量 × 1.8円/kWh × **7か月**
- ②令和5年10月から令和6年**5月**までの何れか1月のうち 最大電力使用量 × 0.9円/kWh × **1か月**

※1事業者の上限額は、1か月あたり400万円(8か月で最大3,200万円)です。上記の最大80万円の給付金とは別に受給することが可能です。

必ずご確認ください!

制度改正前に申請書類を提出された事業者への追加給付の手続きについて

- ・福井県電気・ガス給付金事務局において、既に提出された申請書類を確認し、増額分を算定のうえ、申請書類に記載された口座に増額分を追加でお振込みいたします。
- ・追加の書類を提出していただく必要はありません。
- ・お振込みの準備ができ次第、事務局からお電話にて追加の給付額をご連絡いたします。

問合せ先

福井県電気・ガス給付金コールセンター 0776-37-3470

受付時間 9:00~16:30(土日祝除く)

申請方法

1 については、オンライン申請のみとなります。専用ホームページから申請できます。

2 については、電子メールによる申請のみとなります。専用ホームページに申請書様式があります。



福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 検索

<https://www.fukuidenkigasutaisaku.jp>



⚠ 事業実施の事実や、確定申告書、電気・ガス料金を偽って申請することなどによる不正受給は犯罪です!